



シリーズ マイナンバー 制度 Vol.6

企画課政策推進係
☎0824-73-1112

マイナンバーは、主に次の手続きに際して記入の必要があります

全般

①確定申告などの税金の手続き②市営住宅への入居③健康保険（市役所での手続き。受診のときは必要ありません。）など

従業員の方（パート・アルバイトを含む）

勤務先（給与担当者など）に届け出てください。
①源泉徴収などの税務関係書類②健康保険や雇用保険③年金など

高齢者の方

①年金②福祉・介護保険など

保護者の方

①保育所への入所②乳幼児等医療③児童手当の申請など

学生の方

①奨学金の申請②アルバイト先での税金の手続きなど

障害者の方

①重度心身障害者医療②日常生活用具給付事業・障害者移動支援事業など

手続き上の注意点

市役所や勤務先で前述の手続きをするときは、通知カードまたは個人番号カードが必要です。また、マイナンバーを記入した書類を提出するときは、本人確認物（※）が必要となりますので、必ずご持参ください。
※写真入りの本人確認物（運転免許証・パスポートなど）。写真入りの本人確認物がない場合は、年金手帳や健康保険証など2つ以上の本人確認物

●他人のマイナンバーを確認できる人は、市役所や勤務先、金融機関の職員など法律で決められた人に限ります。これらの人以外から、マイナンバーを尋ねられたときは、詐欺や不正利用かもしれないと疑われる場合は、必ず確認してください。不審な場合は、マイナンバーを教えず、市役所などにご相談ください。

○マイナンバー制度に関するお問い合わせや出前トークの申し込み
企画課政策推進係
☎0824・73・1112
○通知カードや個人番号カードの受領に関する問い合わせ
市民生活課戸籍住民係
☎0824・73・1157
○消費者ホットライン
「局番なしの188」へ

安心・安全な毎日のために

庄原警察署 ☎0824・72・0110

あなたを守る！防犯の手引きを紹介します

「特殊詐欺の手口を知って、被害を未然に防ぎましょう」



●なりすまし（オレオレ）詐欺

息子や孫を名乗り、「不倫相手」を妊娠させた「会社の金を使い込んだ」など他人に相談しにくい名目で現金を振り込ませたり、駅などに持参させたりしてだまし取る手口です。

※もとの電話番号にかけて確認するか、家族でなければわからない質問をしてください。

●還付金等詐欺

公的機関などをかたり、医療費、保険料の還付金があると言ってATMへ誘い出して操作させ、犯人の口座に現金を振り込ませる手口です。

※ATMでの還付金の受け取り手続きは絶対にありません。「キャッシュカードと携帯電話をもってATM」は詐欺です。

●架空請求詐欺

はがき、メール、電話などを利用して、トラブル解決名目・アダルトサイト料金の未払名目の請求など、架空の事実を口実に代金を請求する手口です。
※即断せず必ず相談をしてください。

●金融商品などの取引を装う詐欺

事前に架空の会社・パンフレットを送付

●庄原警察署管内の刑法犯認知件数（11月末）

区分	平成27年	平成26年	前年同期比	
刑法犯認知件数	94件	124件	-30件	
うち特殊詐欺	件数	8件	3件	+5件
	被害額	5,908,000円	13,500,000円	-7,592,000円

●庄原警察署管内の人傷事故件数（11月末）

区分	平成27年	平成26年	前年同期比
発生件数	62件	74件	-12件
死者数	1人	2人	-1人
負傷者数	86人	108人	-22人

したり、電話で「必ず儲かる」と株や老人ホームの入居権の購入などを勧誘したりして、断ると名義を貸して欲しいと持ちかけてきます。これを承諾すると「名義貸しは違法だから逮捕される」などと言って弁護士費用やトラブル解決料として現金を要求してくる手口です。
※「必ず儲かる」「名義だけを貸して」は詐欺！名義貸しはきっぱり断り、トラブルに遭ったら警察や消費生活センターに相談してください。